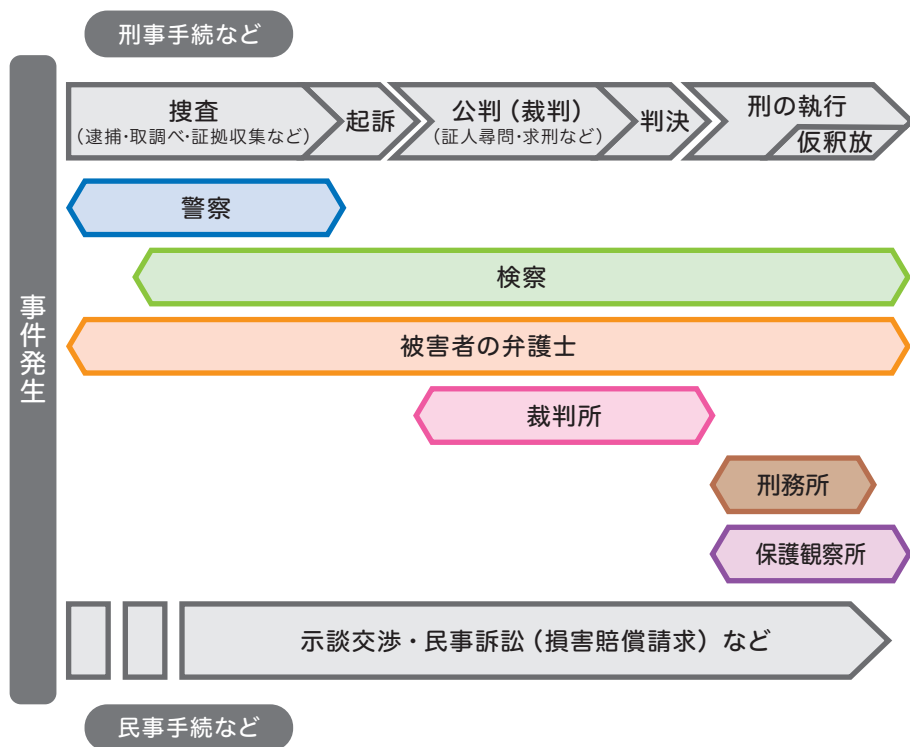


捜査や裁判などの記録

- 被害にあったあとは、捜査や裁判などの刑事手続をはじめ、さまざまな手続があり、聞きなれない難しい言葉も多く出てきます。
- できれば、支援する人や被害者支援に精通した弁護士などと一緒に、手続の流れや内容を確認しながら進めましょう。わからないことがあれば、警察官、検察官などにも聞いてみましょう。
- いつ、どこで、どのようなやり取りや手続をしたのか、今後何をしなければならないのか、記録ページに書いていきましょう。

【事件発生後の一般的な流れ】



※各機関が行うこと・被害者が利用できる主な制度は、26・27 ページや各機関が被害にあった方のために作成したリーフレット（二次元コードからアクセスできます）を見てみましょう。

【各機関が行うこと・被害者が利用できる主な制度】

警察

- 警察官は、犯罪に関する捜査を行い、必要な場合には被疑者（加害者）を逮捕して、48 時間以内に書類や証拠品とともに身柄を検察官に送ります（送致）。
- 犯人が逮捕されていないために身の危険を感じるなどには警察に相談しましょう。

【利用できる主な制度】

 被害者連絡制度

-  被害にあわれた方へ（身体犯用被害者の手引）
-  交通事故にあわれた方へ（交通事故用被害者の手引）
（警視庁ホームページ）



検察

- 検察官は、警察から送致された事件の捜査において必要と判断した場合、被疑者の勾留（拘束）を裁判官に請求します。勾留するかどうかは裁判官が決めます。
- その後、警察と協力して捜査を行い、集めた証拠に基づき、裁判を求めるかどうか（起訴・不起訴）を決めます。なお、裁判は、公開の法廷（公判）で行われる場合と書面のみで行われる場合があります。
- 少年事件は原則全件家庭裁判所に送致されます。その後、家庭裁判所の判断により、少年審判が開かれることがあります。
- 心神喪失などを理由として不起訴処分とし、又は無罪等が確定した者について医療観察法の審判を申し立てる場合もあります。
- 裁判のことなどでわからないことがあったら、検察官に相談しましょう。

【利用できる主な制度】

 被害者等通知制度

-  犯罪被害者の方々へ（検察庁（法務省）ホームページ）



被害者の 弁護士

- 弁護士は、法律問題に関するさまざまなサポートを行います。
- 特に捜査や裁判においては難しい手続が多くあります。できるだけ早い時期に弁護士に相談すると負担は少なくなります。
- 弁護士に無料で相談できる制度があります。

【弁護士に依頼できることの例】

-  被害届や告訴状の提出に関する相談
-  捜査や裁判の手続に関する相談・サポート
-  マスコミ・報道などへの対応
-  加害者や加害者の弁護士からの示談申入れへの対応
-  損害賠償に関する対応

-  犯罪被害にあわれた方へ（弁護士の法律相談センターホームページ）



裁判 (公判)

- 検察官が公判請求した場合は、裁判所で、被告人（起訴後の加害者）の刑罰を決めるための公判手続が行われます。この公判手続は1回だけでなく複数回にわたって開かれることがあります。
- 犯罪の種類によっては、一般の方から選ばれた裁判員が裁判官と有罪・無罪や刑の重さを決める「裁判員裁判」になります。
- 公判で被害者が利用できる制度については、検察官や被害者の弁護士に相談しましょう。
- 公判の最後に、裁判所から「判決」を言い渡されます。検察官や被告人は、この判決に不服がある場合、一つ上の裁判所にもう一度判断を求めることができます（控訴審、上告審）。

【利用できる主な制度】

- 📖 被害者参加制度
- 📖 心情についての意見陳述制度
- 📖 損害賠償命令制度

📖 犯罪によって被害を受けた方へ（裁判所ホームページ）



矯正

- 加害者は判決（少年事件の場合は、少年に対する保護処分）により刑務所や少年院に収容されることがあります。
- 判決（少年事件の場合は、少年に対する保護処分）後に加害者に関することで被害者が利用できる制度には以下のようなものがあります。矯正管区、矯正施設（刑務所、少年院又は少年鑑別所）に相談しましょう。

【利用できる主な制度】

- 📖 刑の執行段階等における被害者等の心情等聴取・伝達制度
- 📖 被害者等通知制度（少年事件の場合）

📖 矯正における犯罪被害者等の方々のための制度
（矯正（法務省）ホームページ）



保護 観察

- 加害者が刑期終了より前に刑務所等から仮釈放（少年の場合は仮退院）された場合や裁判所で保護観察付執行猶予の判決（少年の場合は保護観察の決定）等を受けた場合には、「保護観察」が行われます。
- 判決等の後に加害者に関することで、被害者が利用できる制度には以下のようなものがあります。地方更生保護委員会（加害者が受刑等している場合）又は保護観察所（加害者が保護観察を受けている場合）に相談しましょう。

【利用できる主な制度】

- 📖 仮釈放等審理における意見等聴取制度
- 📖 保護観察中の者に対する被害者等の心情等聴取・伝達制度
- 📖 被害者等通知制度

📖 更生保護における犯罪被害者等施策
（更生保護（法務省）ホームページ）



【被害者参加制度】

- 殺人、傷害、不同意性交等、不同意わいせつなど、国が定めた犯罪の被害者など（本人のほか遺族である配偶者・父母など）が、裁判所の許可を受けて公判に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事手続に直接参加することができる制度です。
- 被害者参加制度を利用したい場合は検察官や弁護士に相談しましょう。

捜査や裁判などの記録

年月日 (予定日)	機関名 (担当者名)	内容	今後すること

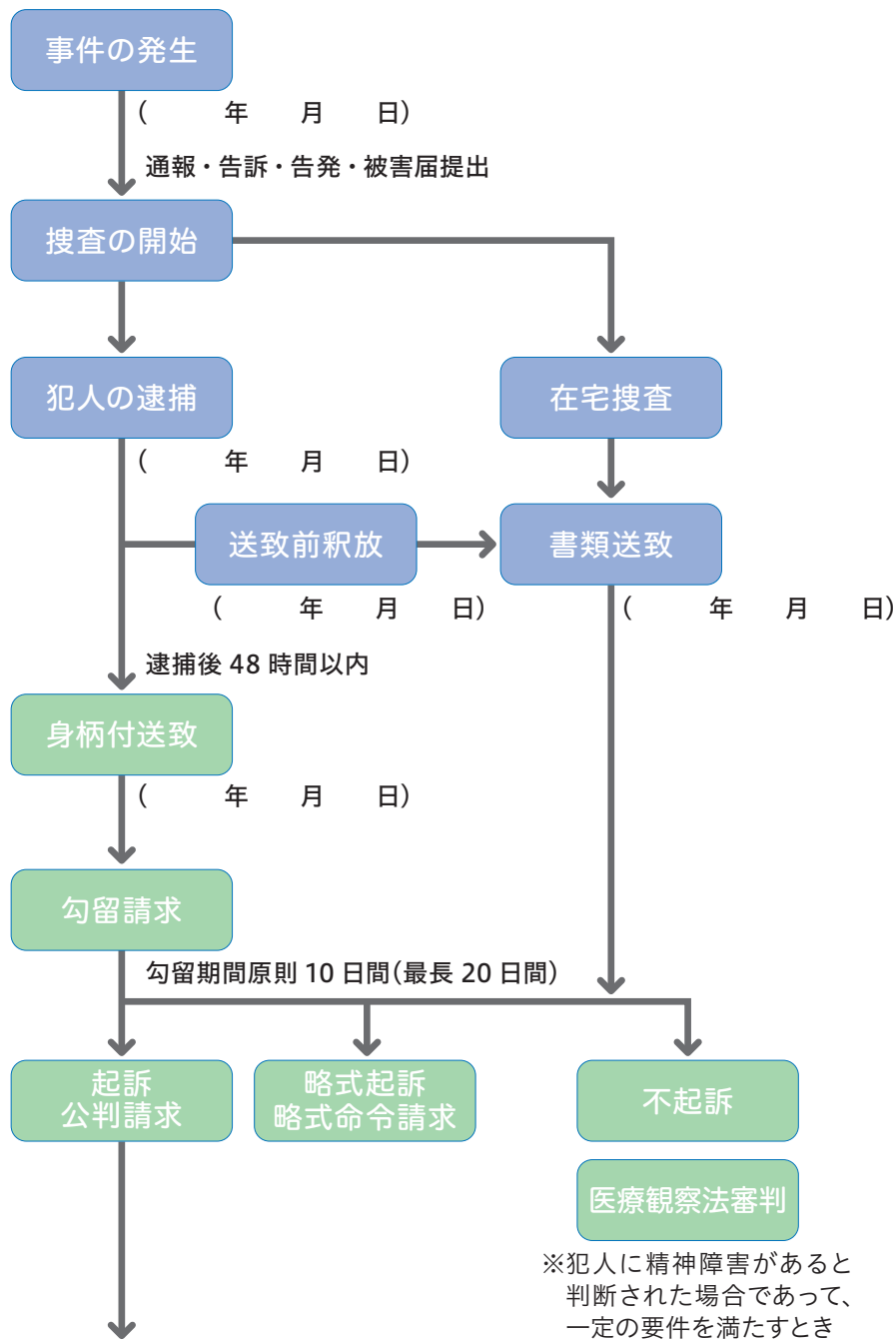
捜査や裁判などの記録

[illegible]

捜査や裁判などの記録

[illegible]

【刑事手続の流れ】



公判前整理手続

※裁判員裁判などの場合
※検察官、加害者の弁護人の主張や
証拠の整理

公判

第1回公判期日 (年 月 日)

第2回公判期日 (年 月 日)

第3回公判期日 (年 月 日)

※公判の回数は裁判所が決定

冒頭手続

☐ 人定質問
☐ 罪状認否

☐ 検察官起訴状朗読

証拠調べ手続

☐ 検察官冒頭陳述
☐ 犯罪事実の立証 (証人尋問、被告人質問など)

論告・弁論

☐ 検察官の論告・求刑 ☐ 弁護人の弁論

判決の宣告

控訴審

※高等裁判所への控訴があった場合

上告審

※最高裁判所への上告があった場合

判決確定

(年 月 日)